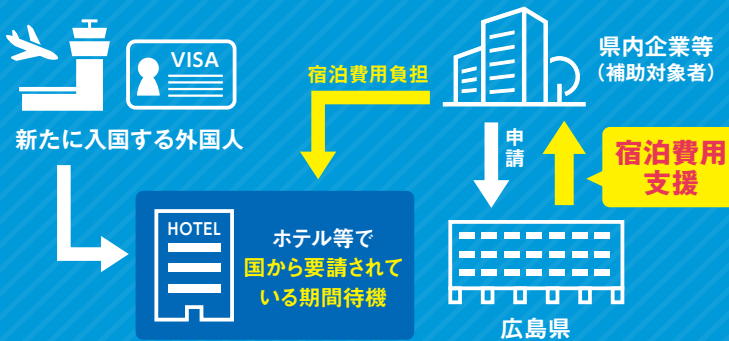


# 外国人材受入企業等 緊急支援事業補助金

申請期間

令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除日以降 ～ 令和4年3月10日まで  
(※当日消印有効)

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。



補助対象者

県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等

※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び以下に定める事業者をいいます。

| 中小企業等                       | 主たる事業     | 業種     | 「常時使用する従業員の数」又は「出資の総額」のいずれかを満たすこと |        |
|-----------------------------|-----------|--------|-----------------------------------|--------|
|                             |           |        | 常時使用する従業員の数                       | 出資の総額  |
| 社会福祉法人・医療法人                 | 老人福祉・介護事業 | サービス業  | 100人以下                            | 5千万円以下 |
| 特定非営利活動法人・<br>一般社団法人・一般財団法人 | 老人福祉・介護事業 | サービス業  | 100人以下                            | 5千万円以下 |
|                             | 農業        | その他の業種 | 300人以下                            | 3億円以下  |
| 農業法人                        | 農業        | その他の業種 | 300人以下                            | 3億円以下  |
| 農事組合法人                      | 農業        | その他の業種 | 300人以下                            | 3億円以下  |
| 漁業生産組合                      | 漁業        | その他の業種 | 300人以下                            | 3億円以下  |
| 森林組合                        | 林業        | その他の業種 | 300人以下                            | 3億円以下  |

※業種は、中小企業支援法で定めるところによります。※主たる事業及び業種は、この表によりがたい場合は、事業の実態に応じて判断します。

補助対象となる  
外国人材

在留資格が次のいずれかであること

(高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、  
介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 (EPA、建設就労者等))

補助対象経費

水際対策のために県内中小企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費

※消費税及び地方消費税は含めません。

※令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。)

補助率・額

補助率1/2、補助上限額1人当たり45千円(1泊当たりの上限額3千円)

補助対象期間

令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除日～令和4年2月28日

お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課  
外国人材受入・共生対策担当

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

TEL082-513-3410

(受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00)

E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

広島県 外国人材 補助金

検索



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>

## 申請に必要な書類

|  |   |
|--|---|
| ① 申請書  |   |
| ② 計算シート  | ※県所定の様式に記入  |
| ③ 誓約書  |   |
| ④ 在留資格及び入国日を証する書類の写し                                       | 在留カードの写し(両面)  |
| ⑤ 県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類の写し<br>※(I)(II)の書類は全て必要です。 | <p>〈技能実習生の場合〉</p> <p>(I) 技能実習計画認定申請書(第1~2面)の写し</p> <p>(II) 技能実習計画認定通知書の写し</p> <p>〈特定活動の場合〉</p> <p>(I) パスポートの指定書のページの写し</p> <p>(II) 雇用契約書の写し</p> <p>〈その他の在留資格の場合〉</p> <p>(I) 在留資格認定証明書の写し</p> <p>(II) 雇用契約書の写し</p>   |
| ⑥ 補助対象経費の領収書の写し<br>※(I)(II)の書類は全て必要です。                     | <p>〈宿泊場所への支払者が申請者である場合〉</p> <p>宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等</p> <p>※必要事項(宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)が記載されていること。</p> <p>〈宿泊場所への支払者が申請者以外である場合〉</p> <p>(I) 宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等</p> <p>(II) 宿泊費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類(請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの)</p> <p>※(I)、(II)のいずれかに必要事項(宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)が記載されていること。</p> |
| ⑦ 振込先口座の通帳の写し  | <p>〈通帳がある場合〉</p> <p>通帳の表紙及び表紙をめくった次のページ(金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義が記載されているページ)の写し</p> <p>〈ネットバンキングで通帳がない場合〉</p> <p>振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面</p> <p>※振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。(法人の場合は当該法人名義)</p> <p>※日本国内の口座に限ります。</p>  |

## 申請様式等の入手方法

- ① 県HPからダウンロード (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>)
- ② (※外国人の新規入国の一時停止措置解除日以降) 県庁、商工会、商工会議所等で配布

**[補助制度の説明について]** ※外国人材受入企業等向けセミナーの中で説明を行います。

|         | 日時                    | 会場                               |
|---------|-----------------------|----------------------------------|
| 第1回セミナー | 10月20日(水) 13:30▶16:00 | 広島会場(広島YMCA)、福山会場(福山商工会議所)、オンライン |
| 第2回セミナー | 11月26日(金) 13:30▶16:00 | 広島会場(広島YMCA)、福山会場(ビッグローズ)、オンライン  |

※補助制度の説明は、15:30~16:00を予定しています。※参加は事前申込みとなります。

※セミナーに参加できない方は、セミナー開催日翌日から配信する見逃し配信(YouTube)でご視聴可能です。

広島県外国人材受入企業等向けセミナー

検索

